

令和3年9月 川棚町議会定例会会議録

(第4日目)

令和3年9月28日 火曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	(欠 席)
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企 画 財 政 課 長	野 上 英 了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿 隆
健 康 推 進 課 長	太 川 一 輝
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩 樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長	中 原 敬 介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義 信
水 道 課 長	川 内 和 哉
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

第1 認定第1号 令和2年度川棚町一般会計決算認定	決算審査特別委員長報告
第2 認定第2号 令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定	〃
第3 認定第3号 令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定	〃
第4 認定第4号 令和2年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定	〃
第5 認定第5号 令和2年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定	〃
第6 認定第6号 令和2年度川棚町下水道事業会計決算認定	〃
第7 認定第7号 令和2年度川棚町水道事業会計決算認定	〃
第8 請願第1号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」 提出についての請願	総務厚生委員長報告
第9 発委第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の 充実を求める意見書（案）	総務厚生委員長

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 本日の日程に入ります前に、企画財政課長より発言の訂正・説明の申出がっておりますので、よろしくお願いをいたします。企画財政課長。

企画財政課長 皆さん、おはようございます。議案の訂正がございましたので、本日その資料をお配りしております。左上に括弧で別紙と書いているものでございます。1枚紙の分です。

こちらは、報告第9号「令和2年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」の議案の別紙でありまして、この別紙に誤りがございました。訂正した箇所につきましては、下の表になります「2 資金不足（法第22条関係）」でございまして、こちらのですね、特別会計の名称の部分であります。訂正後の記載は「下水道事業会計」となっておりますが、訂正前は「公共下水道事業特別会計」となっておりました。公共下水道事業特別会計につきましては、下水道事業を特別会計で財務処理をしていた平成29年度までの名称で、平成30年度からは企業会計に移行し、下水道事業会計となっております。訂正してお詫び申し上げます。差替えの方よろしくお願いたします。

それともう1点、この表に関しまして、田口議員の方から質問がありまして、それにまだお答えをしておりませんでした。質問の内容につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条において、公営企業ごとに算定した数値とあり、観光事業特別会計が含まれるのはなぜかとのご質問でございました。まず、公営企業につきましては、地方財政法第6条及び地方財政法施行令第46条の規定に、公営企業は水道事業のほか12事業と定められており、その中に観光施設事業が含まれているところであります。また、同法に、公営企業の経営は特別会計を設けて行うことも定められております。公営企業のうち、地方公営企業法を全部または一部適用したものが法適用企業で、企業会計方式により経理が行われ、地方公営企業法を適

用していないものが法非適用企業で、一般会計と同様に地方自治法に基づく財務処理が行われます。したがって、地方公営企業法の全部適用をしている川棚町水道事業及び一部を適用している川棚町下水道事業が企業会計で、法非適用の川棚町観光施設事業は特別会計で財務処理が行われているところであり、ご質問の資金不足比率につきましては、地方財政法上の公営企業が対象となっており、川棚町観光施設事業も対象事業となっているところでございます。以上、説明とさせていただきます。

議 長 はい、福田議員。

1 番 福 田 些細なことですけど、今訂正があった別紙の2の表なんですが、その一番上段の「特別会計の名称」とありますが、ここは「特別」は外して会計の名称でよくないのでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 こちらの特別会計の名称につきましては、先ほど申しましたとおり、地方財政法上の特別会計の名称を記載することになっておりますので、表記としましてはこれで間違いはないということで考えております。以上でございます。

議 長 堀田議員。

1 0 番 堀 田 些細なことですけど、今日この2枚配布されたのは、なんででしょうか。

議 長 同じものだったら単純な間違いじゃないですか。よろしいですか。

「は い」の声あり

議 長 それでは日程に入ります。

日程第1～7 認定第1号～認定第7号

議 長 日程第1、認定第1号「令和2年度川棚町一般会計決算認定」から日程第7、認定第7号「令和2年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

す。本件について、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

決算審査特別委員会委員長 おはようございます。決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号から7号について、報告を申し上げます。

本委員会に付託されました、令和2年度の各会計決算等につきましては、分科会方式を採用し審査を終了しております。その結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、既に文書にて議長宛に報告書を提出しております。お手元に配布されているものであり、その報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。報告書をご覧ください。

令和3年9月24日、川棚町議会議長 村井達己 様、決算審査特別委員会委員長 水谷末義。

決算審査特別委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果ということで読み上げていきたいと思います。

認定第1号、令和2年度川棚町一般会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第2号、令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第3号、令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第4号、令和2年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第5号、令和2年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第6号、令和2年度川棚町下水道事業会計決算認定、認定すべきものと決定。

認定第7号、令和2年度川棚町水道事業会計決算認定、認定すべきものと決定。次のページをお願いします。

決算審査特別委員会審査報告。認定第1号「令和2年度川棚町一般会計決

算認定」、認定第2号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」、認定第3号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」、認定第4号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」、認定第5号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」、認定第6号「令和2年度川棚町下水道事業会計決算認定」及び認定第7号「令和2年度川棚町水道事業会計決算認定」について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査の方法 2分科会方式で審査を行い、決算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を受け、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日

(分科会) 令和3年9月13日、14日、15日、17日。

(特別委員会) 令和3年9月22日、24日。

(3) 審査場所 第1・第2委員会室、議場及び現地。

(4) 出席者 委員全員、議長、事務局長、事務局書記、教育長、各担当課長、次長、室長、課長補佐、各担当係長。

2. 審査内容（主要事項についての質疑と答弁）。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。

(2) 決算審査特別委員会での主な質疑と答弁。

質疑、川棚町高齢者運転免許証自主返納支援事業でのタクシー券の配布実績は。

答弁、令和2年度は50名配布した。

質疑、マイナンバーカードは、日曜日の窓口業務でどれくらい増加したのか。

答弁、令和2年度は、11月は65名、12月が12名、1月から平均30名である。各地区公民館（13か所）で121名の申請があった。

質疑、マイナンバーカードは、こういった利用ができるのか。

答弁、現状では利用できるケースが少ないが、今後は保険証などに活用されていく。

質疑、地域福祉基金は、誰がどのような事業を行うときに申請されるの

か。

答弁、民間団体などが行う自主的な福祉事業である。

(以上質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査)。

次のページをお願いします。

質疑、森林管理にかかる経営管理権は売買か。

答弁、売買ではない。今後の管理を自身で行うか、町への委託を行うかの
ことである。

質疑、観光施設事業で整備計画の議論はなかったのか。

答弁、「ストックマネジメントの必要性は感じている」との答弁があっ
た。

質疑、下水道管路施設ストックマネジメントでの緊急輸送道路とは。

答弁、緊急自動車が通行する国道・県道である。

質疑、下水道事業会計で料金改定の議論が必要であると報告してあるが。

答弁、企業会計になり必要性が見えてきたということである。

(以上質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査)。

以上で質疑を終了し、事件ごと、討論、採決を行った。

3. 審査の結果。

(1) 認定第1号「令和2年度川棚町一般会計決算認定」については、討
論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

(2) 認定第2号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認
定」については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」
については、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に
ついては、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」に
ついては、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号「令和2年度川棚町下水道事業会計決算認定」につい
ては、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。

(7) 認定第7号「令和2年度川棚町水道事業会計決算認定」につい
ては、討論はなく、全会一致で認定すべきものと決定した。次のページ。

4. 委員会としての意見。

①ふるさと納税に関しては、毎年増加傾向にある。今後も管理運営会社との連携を図り、返礼品の開発や本町のふるさと納税のPRに努められたい。

②マイナンバーカードの新規登録者は、日曜日の受付窓口開設や訪問による受付などの成果があり、住民のニーズに沿った方策を取られていた。町民全体に対する交付率はまだ低いですが、今後も積極的に取り組まれたい。

③子育て応援住宅支援事業においては、周知が足りていないように感じる。制度が有効に活用されるよう積極的な周知に努められたい。

④コロナ禍の影響により、健康増進に係る事業が中止されたものが多くみられた。子供から高齢者まですべての町民が健康に関する不安を軽減できるよう、新型コロナの感染防止を図りながら事業の再開に努められたい。

⑤社会資本整備総合交付金事業については、地権者・地元から早期に協力を得られるよう丁寧な対応に努め、一刻も早く事業を完成されたい。

⑥近年、大雨などによる災害が増えている。災害情報の伝達方法について、現状の防災無線では不足している部分があると思われる。今後個別受信機の設置など、確実な情報伝達について検討されたい。

⑦学校における新型コロナ感染防止対策に更に努められたい。

⑧下水道事業では、未接続者の接続促進、使用料・受益者負担金の収納対策強化、営業費用の節減、効率的・計画的な建設投資等に取り組み、収支の改善に努められたい。

⑨各種公共事業については、地元関係企業を最大限活用されたい。

⑩地区からの環境整備要望については、今後も誠意を持って対応されたい。以上です。

議 _____ **長** これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで委員長の報告に対する質疑を終わります。正副委員長、自席へお戻りください。

議 _____ **長** これから、1件ごとに討論、採決を行います。

最初に、認定第1号「令和2年度川棚町一般会計決算認定」について討論を行います。委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号「令和2年度川棚町一般会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、認定第1号「令和2年度川棚町一般会計決算認定」については認定することに決定をいたしました。

(10:25)

議 長 次に、認定第2号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。堀池議員。

5 番 堀 池 5番、堀池です。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症まん延による対応など、特にワクチン接種の準備、交渉など大変な中で、健康増進に関する事業は中止が多く見られましたが、予算に基づいて適切な執行がなされていると判断し、委員長報告のとおり認定すべきものと決定に賛成します。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第2号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、認定第2号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10:26)

議 長 次に、認定第3号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。田口議員。

8 番 田 口 この制度は、高齢者が安心して医療を受けられるための制度であると思いますが、その制度の趣旨に沿って適切に運営されていると考えますので賛成いたします。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第3号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、認定第3号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10 : 28)

議 _____ **長** 次に、認定第4号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。小田議員。

7 番 小 田 はい。7番、小田です。認定第4号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について賛成討論を行います。

要介護者・要支援者が、長年住み慣れた地域や自宅で、自分が必要とす

る介護サービスを受けながら、自分らしく生活をしていく上で必要不可欠な制度であり、また、家族の介護負担も軽減に結びついています。さらに介護予防事業にも積極的に取り組まれた事業内容であり、決算もおおむね良好な状況であるので賛成いたします。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第4号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、認定第4号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10 : 30)

議 _____ **長** 次に、認定第5号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。初手議員。

4 番 初 手 はい。4番、初手であります。認定第5号の「川棚町観光業特別会計決算認定」に対する賛成討論を行います。

コロナ禍の中にあつて、観光振興や交流人口の拡大を図る各種の事業、あるいは行事等が縮小・中止、また休業を余儀なくされる中にあつて、国・県・町の施策、例えば宿泊キャンペーンとか雇用調整助成金等を活用して、宿泊者や利用者の増、雇用の確保、収入増に努めてきているようであります。また、観光事業収入においては、前年度を上回る納付金を納められております。これからも、地域と連携した観光振興等、利用者から親しまれる施設運営に期待をして賛成討論といたします。以上です。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第5号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、認定第5号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10 : 33)

議 _____ **長** 次に、認定第6号「令和2年度川棚町下水道事業会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。初手議員。

4 番 初 手 はい。4番、初手です。認定第6号の「下水道事業会計決算認定」に対する賛成討論を行います。

下水道事業の整備状況は、処理区域面積あるいは下水道の布設は前年より増加をしているところであります。また、工事や施設の維持管理は計画的に実施をされております。下水道事業は健康で快適な生活環境の確保と、河川等の公共水域の水質保全を図ることを目的としていることから、今後も大変必要な事業であります。補助金等の投入はやむを得ないと言えますが、いかに減ずるかがこれからの課題であろうと思います。企業会計に移行したことによりまして、経営に関する問題点も明確になってきておりまして、本日の委員会としての意見にもあるように、今後も収支の改善に努められることを期待をして賛成討論といたします。以上です。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第6号「令和2年度川棚町下水道事業会計決算認定」について、採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、認定第6号「令和2年度川棚町下水道事業会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

(10 : 35)

議 長 次に、認定第7号「令和2年度川棚町水道事業会計決算認定」について討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。初手議員。

4 番 初 手 4番、初手であります。認定第7号「令和2年度川棚町水道事業会計決算認定」に対する賛成討論を行います。

営業利益においては赤字というふうになっておりますけども、コロナ関係等で補填された部分もあり、実質は黒字となり、水道事業の本業により黒字が確保をされているところであります。したがって、企業会計としては適正料金で安定的な、そして継続的な供給に努めてきた結果であるというふうに判断をいたします。来期から企業債の償還額の倍増や、引き続き設備の再増設などの課題もあり、更なる経営努力を期待をしまして賛成の討論といたします。以上です。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第7号「令和2年度川棚町水道事業会計決算認定」について採決を行います。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、認定第7号「令和2年度川棚町水道事業会計決算認定」については、認定することに決定をいたしました。

日程第 8 請願第 1 号

議 長 次に、日程第 8、請願第 1 号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 ただいま議題に上がりました請願につきましては、総務厚生委員会に付託され、審査を行い、議長宛てに報告書を提出しておりますので、読み上げて報告といたします。

令和 3 年 9 月 2 2 日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第 9 4 条第 1 項の規定により報告します。

記。

1. 受理番号 請願第 1 号。
2. 付託年月日 令和 3 年 9 月 9 日。
3. 件名 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願。
4. 審査の結果 不採択とすべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。請願第 1 号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。
 - (1) 審査期日 令和 3 年 9 月 1 7 日、2 2 日。
 - (2) 審査場所 第 1 委員会室。
 - (3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。
 - (4) 説明者 請願者 朽原明浩氏。紹介議員 炭谷猛議員。
2. 審査内容。

請願者及び紹介議員に対する主な質疑と答弁。

質疑、東彼民主商工会の会員の中で、町内の免税事業者の数は。

答弁、町内では把握をしていない。国税局の調査では、約420万人の免税事業者のうち、約370万人超がインボイス制度によって課税事業者になるといわれている。

質疑、中小企業団体や日本税理士会連合会などからは、延期・見直しと意見が出されているが、今回は中止を求めるといえるものなのか。

答弁、中止が一番望ましいが、今の他団体の状況を見ると延期・見直しの考えもある。

質疑、買い物の時や外出などの際には、誰でも消費税を払っているが、免税事業者は消費税を納めなくていいというのは、税の不公平感があると思われるが。

答弁、小規模な事業者ほど消費税を転嫁できていない状況がある。免税事業者で消費税分が全て利益として上がっているというわけでもない。

質疑、免税事業者のデメリットは。

答弁、重い税負担、煩雑すぎる事務負担があげられる。

3. 討議の主な内容。

・この制度に関しては、国民的議論がまだされていないので、今後の状況を見ながら判断するべきではないか。

・今の状況を考えると、免税事業者の負担が増加することも考えられる。

・中止とすることは難しいが、他の方法で国に伝えることは必要なのかもしれない。

・税の公平性を考えると必要な制度ではないのか。

4. 審査の結果。

反対討論。

・インボイス制度の理解が進んでいないが、税の公平性から考えると実施の中止には反対する。

・この制度の法改正があつてから経過措置が取られ、説明会や準備などの移行期間が設けられている。制度自体は選択制となっており、税の公平性が保たれると考え反対する。

賛成討論。

なし。

以上で討論を終結し、採決の結果、請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願については、全会一致で不採択とすべきものと決定した。

5. 委員会の意見。

消費税インボイス制度に関しては、対象となる事業者への周知や理解がまだ浸透しておらず、これから2年後の制度開始までの移行期間に、整備がされていくものと思われる。

税の公平性という視点からすると必要な制度とみられるが、現在はコロナ禍による経済的影響もあり、中小企業団体や日本税理士会連合会などから延期・見直しの意見が出されているように、売上額1,000万円以下の免税事業者の経営に、負担の増加が懸念される。

今回の実施中止の意見書提出については不採択とするが、今後もこの制度については、移行期間を含めて注視していきたい。以上で報告いたします。

議 _____ **長** これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

田口議員。

8 番 田 口 はい。このインボイス制度の趣旨というものについてですけども、議論されているように、税の公平性っていうものを主として考えているのか、それともこのインボイス制度の導入によって何兆円かの増収を狙っているのか、このそういった制度の趣旨についての議論はどうだったのでしょうか。

議 _____ **長** 総務厚生委員長。

総務厚生委員長 今言われました趣旨等に関しては、今回は協議はしておりません。この制度によってどのような影響が出るかという部分についての協議が主となっておりました。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願」に対し、討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定であります。まず、この請願に対する賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に請願に対する反対者の発言を許します。高以良議員。

9 番 高 以 良 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願」に、反対の討論を行います。

消費税のインボイス制度は、令和元年10月からの消費税率10パーセントへの引上げと、それに伴う軽減税率の導入をきっかけに設けられた制度で、令和5年10月1日から実施される予定となっておりますが、複数の税率が混在する中で、自分が支払う消費税額を正確に把握するためには、いわゆる「適格請求書」と呼ばれる請求書に記載される内容と同じような内容が書かれたものを受け取る必要があります。また、インボイス制度の本格実施までの間には4年間の経過措置期間が設けられていることや、税の公平性の確保という面では必要な制度であると思いますので、この請願には反対します。以上です。

議 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願」の採決を行います。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。

請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願」を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立者なし)

議 長 はい。起立者はありません。したがって、請願第1号「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出についての請願は、不採択とすることに決定をいたしました。

(10:49)

日程第9 発委第5号

議 長 次に、日程第9、発委第5号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)」を議題といたします。提出者の説明を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 ただいま議題となりました「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)」につきましては、長崎県町村議会議長会からの意見書提出の依頼を受け、総務厚生委員会において協議をし、全員協議会においても意見を伺い、川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により意見書案を総務厚生委員会から提出するものであります。

意見書案については、文書により議長宛てに提出しており、お手元に配布されていると思いますので、意見書案を読み上げることといたします。

発委第5号、令和3年9月28日、川棚町議会議長 村井達己様、提出者 総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、ほかの地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長については、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日。長崎県川棚町議会。提出先、衆議院議長 大島理森様以下、記載のとおりとなっております。

以上でございます。審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議 _____ **長** これから質疑を行います。質疑はありますか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対し反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第5号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、発委第5号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)」は、原案のとおり可決されました。可決されました意見書は、衆議院議長ほかに送付することにいたします。

(10:56)

議 長 ここで、お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 _____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。会議を閉じます。

令和3年9月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。大変お疲れ様でした。

(1 0 : 5 7)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 _____ 村 井 達 己

会議録署名議員 _____ 堀 池 浩

会議録署名議員 _____ 山 口 隆